

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

令和6年7月3日、旧優生保護法被害者国家賠償請求訴訟に係る5つの事件について最高裁判所は、国の責任を認め賠償を命じた。

判決では、旧優生保護法の規定により不妊手術を強制することは、憲法第13条の幸福追求権、憲法第14条1項の法の下での平等に違反するものであり、除斥期間についても適用をするべきではないとして、原告の訴えが認められた。

また、同年9月13日には、こども家庭庁において、大臣と原告・弁護団が出席し、原告1人当たり1,500万円の慰謝料の支払いで和解することなどを盛り込んだ合意書に調印がなされた。

国の統計では、少なくとも約25,000人に不妊手術が行われたことが明らかになっているが、声を上げられない数多くの被害者がいる現実にも目を背けてはならない。

については、国におかれては、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、心身に多大な苦痛を受けてこられたことを真摯に受け止め、今回の最高裁判決の結果を踏まえて、次の事項について措置を講じるよう求める。

- 1 現在検討を進めている法律制定において、旧優生保護法の被害者に対する謝罪と国の責任を明文化すること。
- 2 令和6年9月13日に原告・弁護団と交わした合意書に基づき、原告への早急な補償を行うこと。
- 3 すべての被害者に対し、被害を償うに足りうる補償を実施すること。
- 4 第三者委員会を立ち上げ、被害の真相究明と検証・総括を行うこと。
- 5 優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けた恒久的な対策に、早急に着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月3日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
法務大臣	牧	原	秀樹	殿
厚生労働大臣	福	岡	資麿	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田 宗久